

朝来市

地域の空き家対応マニュアル



令和8年3月

朝来市都市政策課

目 次

<1. 地域で取り組める事柄>

- ① 空き家になる前から地域ができること・・・・・・・・・・・・・・・・1.-1
- ② 居住者がいなくなったときに地域ができること・・・・・・・・1.-2
- ③ 空き家になってから地域ができること・・・・・・・・・・・・・・・・1.-3

<2. 具体的な方法>

- ① 空き家の所有者を調べるには・・・・・・・・・・・・・・・・2.-1
- ② 所有者等の連絡先を知るには・・・・・・・・・・・・・・・・2.-2
- ③ 所有者等へ送る空き家対策のチラシがないか・・・・・・・・2.-2
 - (参考) 空家所有者へ送付する文面の例 ・・・・・・・・2.-3
 - (参考) 朝来市チラシ・国土交通省チラシ ・・・・・・・・2.-4
- ④ 除草、管理、解体などができる業者を知るには・・・・・・・・2.-7
- ⑤ 空き家バンクの情報を得るには・・・・・・・・・・・・・・・・2.-7
- ⑥ 補助金を知るには・・・・・・・・・・・・・・・・2.-7
- ⑦ 空き家について相談するには・・・・・・・・・・・・・・・・2.-7
- ⑧ 所有者等が対応しない空き家を適切に管理してもらうためには・・・2.-8

<3. 地域の取組事例>

- ① 取組の状況・・・・・・・・・・・・・・・・3.-1
- ② 事例紹介・・・・・・・・・・・・・・・・3.-2

<巻末 掲載WEB情報等(再掲)>

マニュアル作成の背景と目的

放置された空き家が全国的な問題となる中、自治会などの地域コミュニティが空き家対策に主体的に取り組むことで解決に繋がるケースが多くあります。

例えば、空き家になって間もない段階で、地域から所有者へ管理や処分などをお願いすることで対応が円滑に進んだケースや、地域からの働きかけが対応を真剣に考えるきっかけとなったケースもあります。

このように、所有者等への地域からの働きかけは、空き家による「地域の住環境悪化、地域の価値・魅力の低下」の防止に大いに繋がる可能性があるため、行政と地域が一体となって空き家対策に取り組むことが不可欠です。

本マニュアルは、これから空き家対策に取り組もうとされている地域や、空き家対策に奮闘されている地域に対し、地域で取り組める事柄や具体的な方法、取組事例について簡潔に整理したものです。

空き家が個人の問題にとどまらず地域の問題となっている昨今において、本マニュアルが問題解決への一助となりましたら幸いです。



<1. 地域で取り組める事柄>

① 空き家になる前から地域ができること

☆自分たちがいなくなった後の住まいについて、地域で話し合える環境づくりをすることが大切です。

空き家への対策としては、自分たちの住まいが放置空き家にならないかを気にすることも大事です。自分がいなくなった後について考えるのは難しいものですが、そのまま住まいが放置され「〇〇さんの老朽空き家」として地域の悩みの種となってしまうような事態も発生しています。

空き家について地域住民が気にするきっかけとするためにも、地域で話し合える環境づくりをすることが大切です。

地域で空き家の対策委員会や部会を設置しているような事例もあります。そこまでいかななくても、例えば雑談の中で今後の住まいのことが話題になるだけでも大きな一歩になります。



A地域自治協議会では、移住定住促進プロジェクトにおいて、地域内の空き家の活用方法について検討されています。



B区では、役員会のメンバーが兼務で空き家対策検討委員会を組織し、毎月の役員会にて情報交換が行われています。

朝来市都市政策課では「朝来市 住まいのエンディングノート」を作成しています。これは、終活などに向けて、住まいについての情報を簡単に記入できるものです。話し合いのきっかけとしてぜひご活用ください。



※朝来市都市政策課・各支所窓口にあります



朝来市 住まいのエンディングノート

朝来市高年福祉課地域包括支援センターでは終活セミナーを開催しています。地区の集まりや友人同士など、市内の5名以上のグループが申し込み可能です。終活に関して知っておくこと、備える準備などについて1時間程度のセミナーを受けることができます。

(終活セミナー申込・問合せ先)

朝来市委託事業所

一般社団法人 繋ぐライクファミリーサポート 078-843-5717

(終活について)

朝来市高年福祉課地域包括支援センター 079-672-6125



終活セミナー

② 居住者がいなくなったときに地域ができること

☆関係者と関わる際は、なるべく連絡先を聞いておくことが大切です。

居住者が亡くなられた際は、葬儀などの関係で遠方の親族と関わる機会が増えます。あわただしい状況のため聞きづらいところではありますが、なるべく連絡先を聞いておくことが大切です。その他にも、区民に連絡先を知っている人がいないか情報を集めることも大切です。

また、介護施設などへの入所や、転居により居住者がいなくなる場合も同様に、本人や関係者と関わる機会があった際に連絡先を尋ねておくことも大切です。

※落ち着くまで待っていると、親族と関わる機会も減ってしまいます。

※トラブルにならないよう、連絡先を尋ねる際は無理のない範囲で行ってください。例えば「今後の管理についてのことや緊急時用に連絡先を聞いておきたい」といった聞き方が考えられます。連絡先を聞けない場合は、後述の「2-② 所有者等と連絡をとるには」をご確認ください。



③ 空き家になってから地域ができること

☆親族など関係者に対して今後どうしていくかを継続的に確認していくことが大切です。

放置された空き家は状態が悪化していくため、継続的に管理することが大切です。また、状態の悪化した空き家は修繕なども必要となり費用がかさむため、状態が悪化してから本人や関係者へ連絡しても動きが悪くなりがちです。

このため、なるべく継続的に、年1回程度は本人や関係者へ連絡していくことが推奨されます。



所有者に対しては、平素から連絡調整し適正な管理をしてもらうよう促すことが重要と考えます。区関係者から物件所有者に協力依頼をする方法もあると思います。

C区 区長

<参考>

(1)

本人や関係者が遠方で自ら対応できない場合に、管理を依頼する業者を案内することも考えられます。2-2ページ「④ 除草、管理、解体などができる業者を知るには」をご確認ください。

また、やむを得ず区で管理をされているようなケースもあります。



(2)

相続人によっては、空き家を相続することなく相続放棄をされてしまうケースもあります。

相続人が全員相続放棄をした場合、近隣住民や区が土地や建物を取得しようとしても裁判所へ申し立てることが必要となり、相続人から譲渡を受ける場合と比べて余分に手間と費用がかかることが想定されます。

そうならないように、なるべく早めに継続的に関係者と連絡を取っておくことが大切です。

<2. 具体的な方法>

① 空き家の所有者を調べるには

☆地番を把握した上で、法務局で登記簿を取得することが考えられます。

(1) 空き家の所在地（地番）を把握する

※既に地番を把握されている場合は不要

地番が不明の場合は、朝来市税務課で地番図を取得することにより確認可能です。

朝来市税務課窓口で「地番が知りたい」とお申し出ください

(住宅地図などで場所を確認しながら処理を進めます)。

手数料…航空写真あり：1枚300円

航空写真なし：1枚10円

(R8.3時点)



※詳細は朝来市税務課へお尋ねいただくか朝来市ホームページ情報をご確認ください。電話：079-672-6119

(2) 法務局で登記簿を取得する

法務局で登記簿（登記事項証明書）を取得し、所有者（名義人）を確認することが可能です。 (R8.3時点)

• 手数料…窓口請求：600円、オンライン請求：520円または490円

• 最寄りの法務局…神戸地方法務局 八鹿出張所 電話：079-662-2772

〒667-0024養父市八鹿町朝倉1154番地1

※登記簿取得の詳細については法務局へ直接お尋ねいただくかweb情報をご確認ください。

八鹿法務局



オンライン請求



※登記簿には建物と土地がありますが、空き家の所有者は建物登記に記載がありません。

※建物が登記されていない場合は、登記簿が存在しないことがあります（未登記）。その場合は土地の所有者へ連絡することが考えられます。

② 所有者等の連絡先を知るには

☆区民へ尋ねる・文書を送付する・朝来市都市政策課へ相談することが考えられます。

（１）区民へ尋ねる

付き合いのある区民が連絡先を把握されているケースもあるため、区民へ尋ねるなど情報を収集することが考えられます。

（２）文書を送付する

登記簿などで把握した住所へ文書を送付し、連絡を受けることが考えられます。
※こういった文書を送付すればよいか分からない場合のために、例を作成しました（次ページに参考掲載）。

（３）朝来市都市政策課へ相談する

空き家について地域から相談があった場合は、朝来市都市政策課が所有者等を調べて文書を送付することが考えられます。所有者等の情報を地域にお伝えすることはできませんが、送付する文書に区長の連絡先などを追記することが可能ですのでその旨をお申し出ください。

③ 所有者等へ送る空き家対策のチラシがないか

☆朝来市や国土交通省が作成したチラシがあります。

朝来市が作成した「建物（空家等）を放置しないで！」チラシや国土交通省の「空き家には適切な管理が不可欠です」チラシがあります（2-4ページ参考掲載）。
なお、データを取得するには、朝来市ホームページ「空家等対策【全般】」に“周知用チラシ「建物（空家等）を放置しないで！」”として掲載しています（国土交通省チラシもリンク掲載）。

空家等対策【全般】



令和〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様

兵庫県朝来市〇〇区

区長 〇〇 〇〇 (区長印)

空き家の適切な管理について (依頼)

あなたが所有されている下記の空き家について、周辺環境に影響が生じないよう定期的な草木の伐採・換気・通水など適切な管理を実施くださいますようお願い申し上げます。

なお、今後の管理の確認や緊急時の連絡先を把握するため、〇月〇日までに下記連絡先へご連絡ください。

記

1 空き家所在地

兵庫県朝来市〇〇〇〇〇番地

2 連絡先

〇〇区 区長 〇〇 〇〇 電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

または

副区長 〇〇 〇〇 電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

※空き家は適切な管理が行われていないと、倒壊、健康被害の誘発、景観悪化など様々な問題を引き起こし、周辺環境に大きな影響を及ぼしてしまいます。既に管理を実施されている場合は、引き続き適切な管理をどうぞよろしくお願いいたします。

※お心当たりがない場合や、所有者が別にいる場合は、申し訳ございませんがその旨をお知らせください。

建物(空家等)を放置しないで!



建物は、実家の相続・施設への入所・転勤等、身近な理由で空き家になります。

利用する目的のない空き家を放置すると、老朽化が進み、景観をそこねたり、倒壊や火災、治安の悪化につながります (多くの空き家が5年で大きく劣化します)。

「とりあえず置いておこう」「後でいつか誰かが処分するだろう」とそのままにしておくと、取り返しのつかない状態や、家族・子や孫に大きな負担をかけることとなります。

今後に備えて、早めに利用しない建物(空家等)の適切な管理・処分をお考えください。

- 空き家の総合相談窓口(兵庫県全域): ひょうご空き家対策フォーラム 078-325-1021
- 活用補助金、空き家バンク等: 市民協働課 (あさご暮らし応援室) 079-672-1492
- 老朽空き家の除却補助金、改善通知等: 都市政策課 079-672-6127



空き家は名義人・相続人に管理責任があり、管理不全な状態を放置されますと、様々な影響・不利益が発生します。

- 「空家等対策の推進に関する特別措置法」や「朝来市空家等の適切な管理及び有効活用の促進に関する条例」により、所有者等に責務が課されています。
- 管理不全な状態により隣地へ影響がある場合は、隣地所有者等から民事訴訟法に基づく訴訟を提起されることがあります。
- 建物の倒壊や瓦の飛散等で他者へ損害を与えた場合は、賠償責任等が発生します。

※空家等対策情報は、市ホームページの“空家等対策【全般】”をご確認ください。

「朝来市空き家対策」等で検索 <https://www.city.asago.hyogo.jp/soshiki/27/10358.html>

問合せ先: 兵庫県朝来市都市政策課 (079-672-6127)



※土地や建物は、令和6年4月から相続登記の申請が義務となっておりますのでご注意ください(過去分も対象)。

問合せ先: 神戸地方法務局豊岡支局 (0796-22-2703)

兵庫県朝来市税務課 (079-672-6119)

空き家の所有者・管理者のみなさまへ

国土交通省

「自分は大丈夫!」と思っていないですか? 空き家には 適切な管理が 不可欠です。



空き家

庭木の枝を
剪定

積雪に応じて
雪下ろし

傷まないよう
通気や換気を!

窓、壁、屋根の
破損などを点検
何かあったら補修を

排水設備
(流し・トイレ等)の
通水を!

敷地内を清掃
擁壁がある場合は
水抜き穴も清掃



空き家は全国で年々増加し、使用目的のない空き家は約350万戸に。
空き家対策は、社会全体での取り組みが必要な重要課題です。
適切な管理が行われていないと倒壊、健康被害の誘発、景観悪化などの様々な問題を引き起こし、
周辺環境に大きな影響を及ぼしてしまいます。

我が家を管理不全空家^{※1}や特定空家^{※2}にしてしまわないよう、みんなで考えましょう。

※1.窓や壁が破損しているなど、管理が不十分な状態。 ※2.そのまま放置すると倒壊等の恐れがある状態。



裏面のチェックリストで確認を! ▶▶

今すぐ確認!

空き家管理チェックリスト



- 定期的に以下の管理を行っていますか。
管理方法 通気や換気/排水設備の通水/敷地内の清掃/庭木の枝の剪定/郵便物等の確認・整理
【冬期の場合】給水管の元栓の閉栓/積雪の状況に応じた雪下ろし
【擁壁がある場合】水抜き穴の清掃

【外観】

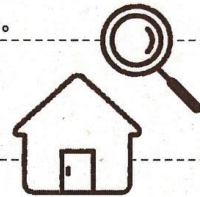
- 建築物全体が傾いていませんか。屋根が全体的に変形していませんか。
管理方法 柱、はりの補修や防腐処理などを依頼しましょう。

- 外装材などにはがれ、破損や汚損はありませんか。不法侵入につながるような窓の破損はありませんか。
管理方法 はがれた部材などは撤去、補修などを依頼しましょう。

- 屋根材のはがれや破損はありませんか。軒の脱落、傾きなどは生じていませんか。
管理方法 はがれた部材などは撤去、補修や防錆処理などを依頼しましょう。

【屋内など】

- 柱、はりなどが破損、腐朽していませんか。雨漏りの跡がありませんか。
管理方法 柱、はりの補修や防腐処理などを依頼しましょう。



- アスベストが露出していませんか。
管理方法 アスベストの除去などを専門業者に相談しましょう。

- 浄化槽の破損や排水設備の封水切れにより悪臭や不衛生な状態が生じていませんか。
管理方法 破損部分は補修を依頼し、封水の注入を行いましょう。



【敷地内】

- 敷地内にごみが散乱して景観を損なっていませんか。腐敗して悪臭や不衛生な状態が生じていませんか。
管理方法 清掃などを行いましょう。

- 門、塀や屋外階段に傾きや破損はありませんか。擁壁にひび割れ等はありませんか。
管理方法 補修や防錆処理などを依頼しましょう。



- 立木の幹が腐ったり、大枝が折れたりしていませんか。枝がはみ出して、通行障害などになっていませんか。
管理方法 立木の伐採、枝の剪定などを行いましょう。

- 動物が棲みつぎ不衛生な状態や悪臭、騒音が生じていませんか。隣家等への侵入は見られませんか。
管理方法 駆除などを依頼しましょう。

空き家の管理は、定期的な換気、清掃、点検がとても重要です。

点検や補修に自信がない、遠隔地にお住まいなどでご自身による管理が難しい場合は
空き家管理業者や修繕業者などの利用を検討しましょう!

空き家対策に関する情報はホームページをご覧ください。



空き家対策 国土交通省

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/akiya-taisaku/index.html>

2次元
バーコードから
簡単アクセス



④ 除草、管理、解体などができる業者を知るには

☆空家等対応事業者登録名簿を公開しています。

点検・管理、除草、修繕、解体 などに対応可能な朝来市内の事業者の名簿を公表しています。名簿は朝来市ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。



⑤ 空き家バンクの情報を知るには

☆朝来市ホームページを確認するか、朝来市市民協働課へ相談ください。

空き家バンクの専用ホームページがありますのでご確認ください。

担当課：朝来市市民協働課（あさご暮らし応援室）

079-672-1492 本庁舎本館1階



【地域の方々へ】

空き家バンクは、売却・賃貸を希望する空き家所有者等からの情報を登録し、入居希望者へ紹介する制度です。

朝来市の空き家バンクでは、入居者に対して、地域の活動や状況を理解してもらうために顔合わせの場を入居前に設けるなど、地域とのマッチングに力を入れています。

空き家の活用方法に困っている所有者等をご存知でしたら、ぜひ朝来市空き家バンクをご紹介ください！



⑥ 補助金を知るには

☆朝来市のホームページを確認するか、各担当課へ相談ください。

老朽空き家の解体補助金や空き家活用改修補助金、空家空店舗利用支援補助金などがあります。

「住宅・建築物【全般】」のページに一覧や各ページのリンクを掲載しております。



住宅・建築物【全般】

⑦ 空き家について相談するには

☆各窓口・法律家・事業者へ相談ください。

朝来市の空き家対策について

…担当課：朝来市都市政策課 079-672-6127 本庁舎西館1階

※前述の朝来市ホームページ「空家等対策【全般】」
に各種情報を掲載しています。



空家等対策【全般】
(再掲)

空き家に関する様々な悩みについて

…空き家総合相談窓口（ひょうご空き家対策フォーラム）

078-325-1021

兵庫県内の空き家に関する無料の総合相談窓口



権利侵害相談・訴訟・申立てなどについて

…司法書士・弁護士等の法律家

※法律家への相談は、無料相談
などを除き費用が発生します。



兵庫県司法書士会

078-341-6554



兵庫県弁護士会

078-341-7061

修繕・解体・売却相談などについて…建設会社・不動産会社等の事業者へ

⑧ 所有者等が対応しない空き家を適切に管理してもらうためには

☆財産管理制度の申立てを裁判所へ行うことが考えられます。

- ・財産管理制度…裁判所が選任した財産管理人(弁護士等)が、所有者等に代わって財産を管理・処分できる制度です。利害関係人(区・隣地住人等)が裁判所へ申し立て、裁判所が指定する予納金を納める必要があります。

※財産管理制度には、(1)相続放棄された被相続人の全ての財産を処分(清算)する「相続財産清算制度」、(2)所有者がいない土地または建物を管理・処分する「所有者不明土地・建物管理制度」、(3)適切に管理されていない土地または建物を管理する「管理不全土地・建物管理制度」、(4)行方不明者の全ての財産を管理する「不在者財産管理制度」の4つがあります。

※朝来市都市政策課でも概要は把握していますが、具体的な相談は司法書士・弁護士等の法律家へご相談ください(「⑦ 空き家について相談するには」参照)。

< 3. 地域の実践事例 >

① 取組の状況

令和7年7月・8月に区と自治協へ照会しました「地域で取り組まれている空き家対策」について、以下のとおりまとめました。

複数の地域で空き家の把握や必要に応じた所有者への連絡を実施されており、さらに地域によっては対策組織の設置や法律家への相談も実施されています。

また、空き家を地域の資源として捉え、譲渡を受けて活用を検討されている地域もあります。

取組内容	件数
見回りを行うなどにより地域の空き家を把握している	14
必要に応じて所有者と連絡をとっている	8
対策組織を設置している（空き家プロジェクト・対策委員会）	2
難解なケースへの対応を司法書士と相談している	1
空き家台帳を作成している	1
無償譲渡を受け、地域での活用を検討している	1

(R8.3時点)



ご協力いただき
ありがとうございます



② 事例紹介

事例紹介① A地域自治協議会

令和3年度に兵庫県の補助事業（地域再生大作戦）を利用して空き家情報の収集などを実施されました。情報は空き家台帳として整備し経過を綴られています。

また、移住定住促進プロジェクトにおいて、空き家活用の個別案件に取り組みられています。

現在は無償譲渡を受けた住宅を自治協名義とし、簡易宿泊所として活用することを検討されています。

当地域では農地や空き家について関心が高まり、移住定住の一環として空き家の活用に取り組んでいます。

令和3年度に空き家台帳を整備し、地図に記載する形で把握しており、以降は随時区長からの情報提供により更新しています。

状況を把握していく中で、独居老人が介護施設に入所してそのまま空き家になるようなケースが多いと感じるため、介護施設が近くにあるなど、自宅を離れていく人が縁遠くならないような環境があればよいと思います。

また、移住者が空き家に住むためには改修が必要なことが多く、特に水回りは生活臭がするため若い人はそのまま使うことはまずないと思います。こういった改修が必要でハードルが上がっているのではと考えています。

空き家はどんどん増えていますが、空き家対策も含めて地域の環境を整備することにより、若者の移住に繋がる面もあります。

他の地域への良い例となれるよう励んでいます。

事務局長・会長



Q：空き家対策にいつごろから取り組まれていますか？

A：平成28年から移住定住に力を入れる一環で取り組み始めました。

Q：対策を継続していくためにはどうなっていけばよいと思いますか？

A：今のメンバーですっと続けていくことは難しいため、地域を引っ張ってくれるような若い人の力も必要と感じています。

事例紹介② B区

区内の三役と各組の組長による空き家対策検討委員会を組織されており、毎月の役員会の際に情報交換を行うなど、空き家対策に意欲的に取り組まれています。

空き家の所有者とも積極的に連絡を取られており、剪定・除草・掃除などを地域で実施されています。

また、役員会以外でも区の会を中心に周辺的环境美化に取り組むなど、熱意のある方を中心に活動を実施・検討されています。

相続放棄により所有者が存在しない建物・田畑等が区内に発生したため、どのように対応すればよいのか検討する必要性を感じたことが発端となり、区内で空き家問題に取り組んでいます。

独身ひとり暮らしの家庭や子どもがいても都会に出ている家庭は空き家になるケースが多いと感じています。区内の空き家は増えていますが、移住者が活用することにより減少したものもあります。

空き家対策は環境問題に影響し、小動物の棲み処になって困っているという話も聞くため、必要なものだと考えています。地域で空き家の美化活動を行うことにより周辺が綺麗になり、空き家対策をしていてよかったと感じています。

区の各部会で様々な動きをしている状況ではありますが、今後の活動を続けていくためにも行政の支援が必要だと感じています。

空き家対策検討委員会



Q：空き家対策にいつごろから取り組まれていますか？

A：令和6年の夏ごろに区内で相続放棄されたことによる空き家が発生したことをきっかけに検討を進めています。

Q：行政の支援はどのようなものが必要ですか？

A：空き家への地域の管理に対する財政的支援や、相続財産清算人の申し立ての検討を進めていただきたい。

事例紹介③ C区

役員会などで空き家の連絡をしてもらうよう周知し、区長が中心となり空き家の把握をされています。

また、区内にある対応が極めて困難な老朽化した空き家に対しての取り組みを続けられています。本空き家は様々な問題を抱えていることから、区長・役員・司法書士と相談しながら調整役の弁護士と協議をするなど、関係者と情報共有して問題解決に取り組まれています。

空き家問題については、所有者が帰郷の際に時間をとり、管理物件を今後どうされるか話す場を持つことが問題解決の早道になると考えています。

また、平素から連絡調整し適正な管理をしてもらうよう促すことも重要で、区関係者から所有者へ協力依頼をする方法もあると考えています。

近頃はひとりで住まれていた高齢者が亡くなられた後、子どもが都会で生活されていることから空き家となるケースが増えていると思います。このように空き家が増えることは、環境への影響はもちろんですが、地域の人口が減少することによりインフラなどの行政サービスが低下し、維持できなくなる可能性があるため、極めて日常生活に影響が出ると考えます。

空き家対策では、行政・関係者との情報共有も必要であり、マニュアルや研修会などにより行政から区長等への情報発信が大切であると思います。



区長

Q：空き家対策にいつごろから取り組まれていますか？

A：平成24年6月から今日まで歴代区長及び役員幹部で対応しています。

Q：対策として取り組むべきことはなんだと思いますか？

A：空き家に対する「知らない」「わからない」「見えない」の3ないの解消に向けて行政と市民がお互いに努力していくべきと考えます。

< 巻末 掲載WEB情報等（再掲） >

<p>朝来市 住まいのエンディングノート【空家等対策】</p> <p>朝来市都市政策課 079-672-6127</p> 	<p>終活セミナー（出前講座）を地域で開催しませんか？</p>  <p>（終活セミナー申込・問合せ先） 一般社団法人 繋ぐライクファミリーサポート 078-843-5717</p> <p>（終活について） 朝来市高年福祉課地域包括支援センター 079-672-6125</p>
<p>税務関係証明書等交付申請書及び委任状（地番図の手数料情報等）</p>  <p>朝来市税務課 079-672-6119</p>	<p>（終活について） 朝来市高年福祉課地域包括支援センター 079-672-6125</p>
<p>神戸地方法務局 八鹿出張所（登記簿関係）</p>  <p>079-662-2772</p>	<p>登記事項証明書等の請求にはオンラインでの手続きが便利です （登記簿オンライン請求）</p> 
<p>空家等対策【全般】</p> <p>朝来市都市政策課 079-672-6127</p> 	<p>空家等対応事業者【登録名簿・募集】</p> <p>朝来市都市政策課 079-672-6127</p> 
<p>朝来市 空き家バンク</p> <p>朝来市市民協働課（あさご暮らし応援室） 079-672-1492</p> 	<p>住宅・建築物【全般】</p> <p>朝来市都市政策課 079-672-6127</p> 
<p>空き家総合相談窓口</p> <p>ひょうご空き家対策フォーラム 078-325-1021</p> 	<p>兵庫県司法書士会 078-341-6554</p> 
<p>兵庫県弁護士会 078-341-7061</p> 	